

## 香芝市公告

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の規定による買取りの申出のあった生産緑地について、同法第13条の規定による取得を希望される方へのあっせんを行っています。

取得を希望される方は、申し出てください。

令和8年 5月18日

香芝市長 三橋和史

### 1 あっせんする土地

生産緑地の区域	買取りの申出日
五位堂六丁目54番2	令和8年4月20日
五位堂六丁目54番6	

### 2 申出場所等

申出場所 香芝市都市創造部都市計画課

電話番号 0745-44-3316

### 3 その他の事項

- (1) 上記生産緑地を買い取った場合は、買取りの申出の日から3月以内に、所有権移転の登記をすることが必要です。
- (2) 買取りの申出は、農地法（昭和27年法律第229号）による農地を取得できる方に限ります。
- (3) 上記生産緑地を取得した場合は、その後においても生産緑地として営農していただくこととなります。